

参議院通商産業委員会會議録第二十八号

昭和二十七年四月十四日(月曜日)午後
二時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
委員 小林 英三君
結城 安次君
栗山 良夫君
中川 以良君
松平 勇雄君
松本 昇君
山本 米治君
山川 良一君
境野 清雄君
西田 隆男君
堀木 鎌三君

政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君
資源庁次長 中島 征帆君
中小企業庁長官 小笠 公昭君
中小企業庁 振興部長 松尾 金藏君

本日の会議に付した事件

- 委員長の報告
- 連合委員会開会の件
- 臨時石炭鉱害復旧法案(内閣送付)
- 中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商産業委員会を開会いたしました。

お諮りいたしますが、会議の順序を変えまして連合委員会に関する件を議題にいたしたいと思います。御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして連合委員会に関する件を申し上げます。

電源開発法の経済安定委員会付託に伴いまして四月五日の経済安定委員長、理事打合会に出席及び建設の委員長と理事の出席を求められました。当委員会におきましては、丁度私が都合が悪くなりましたので、境野委員に出席して頂きました。その結果、経済安定委員長から連合委員会の第一日を十五日火曜日午後一時とし、提案理由及び説明を聴取した後成るべく当日資料要求及び質疑通告をされた。その後連合委員会の予定は関係委員長理事打合会を開いて協議したが、経済安定委員長としては十七日、十八日、及び次週の三回程度連合委員会を開きたい。公聴会を連合委員会打ち切り後に経済安定委員会にて開くが、公聴人の選定に当つては、関係委員会の希望を十分に斟酌し、委員外発言を求められたい旨を発言されたのであります。只今委員長理事打合会を開きました結果、本法案に對します連合審査の申込をするとして、日には十五日、十七日を差当り決定しました。打合会決定通りに取計らいまして御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

ますが、事業者団体の一部を改正する法律案、これは十二日に經安に付託になつております。貴金屬管理法の一部を改正する法律案、これはもう本審査になつております。大蔵委員会でありまして。この二つに對する連合委員会の件につきましては、申込をすることに理事会において御決定になりました。日にちの点につきましては委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めましてさう取計らいます。続きまして連合委員会の件でござい

として、政府に對して要請されたのであります。

爾來政府といたしましては、石炭鉱害地復旧対策審議会を資源庁に設置いたしまして、国内の鉱害事情の調査を二回に亘つて行い、復旧費總額二百三十億圓に上る石炭及び亜炭鉱害の全貌を把握いたしましたと共に、海外諸国の鉱害事情の調査を行い、石炭及び亜炭の鉱害復旧対策の早期立案に力を注いで参りましたが、その間地元関係者の意向をも十分聴取する機会を得まして、本年一月二十四日同審議会において要綱の決定を見たのであります。その後成文化に慎重を期しつつ、漸く今日提案の運びとなつた次第であります。

次にこの法律案の内容に關する主要な点を申し上げます。その第一は、復旧費に關する賠償義務者の納付金負担並びに国及び地方公共団体の補助金負担に關するものであります。鉱害の復旧につきましては、賠償責任を負う鉱業権者又は租鉱権者が第一次的な費用負担者と考へるべきでありまして、現行鉱業法によります賠償義務者は、金錢による公正適切な賠償金を被害者に支拂すべきことを期待しているものであります。復旧工事に要する費用の金額を原則として負担すべきものとはなつていないのであります。この法律案におきましては、現行鉱業法による賠償義務者の負担を原則的に引き上げることとせず、公正適切な賠償限度と考へられる金額を納付金として鉱害復

旧事業団に納付せしめることとし、これを復旧費に充当してなお不足する場合には、国及び地方公共団体が一般公共事業の例に倣つて補助することとしたのであります。即ち国及び地方公共団体が補助金を支出いたしますのは、累積した鉱害の復旧が、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図る見地から必要であり、且つ、賠償義務者がすでに限度一ぱいの負担をしているという認識の下に、不足分を補助しようという建前なのであります。従いまして公共土木施設のごとく復旧費の金額が賠償義務者の負担となるべきものにつきましては、支出した補助金の全部又は一部の償還が行われる半面、加害者不明の鉱害及び賠償義務者の事業停止後の鉱害等につきましては、その補助金額の増加によつて復旧目的を完遂しようとしております。

第二は、鉱害復旧事業団に關するものであります。この法律案におきましては、賠償義務者、被害者及び関係地方公共団体を基盤とする機能法人たる鉱害復旧事業団の設立を要請いたしました。鉱害の計画的復旧事業の基幹たらしめ、復旧基本計画の作成、賠償義務者からの納付金等の徴収及び復旧費の支拂並びに復旧工事の施行等の業務を行わしめることとなつております。この事業団は、差当り九州及び宇都の両地域に一つずつ設立される予定であります。必要に應じては、他の地域にも設立できるような体制をとつてお

ります。この法人設立の企図は、只今申上げました必要業務の遂行に当りまして、関係地元民の被害復旧に關する熱意を反映し、適正且つ合理的な運営によつて被害處理に關する自主的な努力と社会的な進歩とを期待するものであります。

第三は、復旧工事の施行に關するものであります。被害復旧事業団は、もとより復旧工事の施行者たり得るのでありますが、河川法、道路法等の既存法令により復旧工事の施行者が定まるものにつきましてはその法令によつて規定された者、その他土地改良区、農業協同組合、地方公共団体等事業団以外にも復旧工事施行の適格者は、多数存するわけでありまして、復旧工事は、事業団及びこれらの者が各關係の主務大臣の監督の下に行ふことにいたしまして、従来の特別被害の復旧方式を踏襲いたしますと共に、復旧費の全額を賠償義務者が負担する場合には、賠償義務者の自己復旧の途も開いております。

第四は、農地及び農業用施設の復旧後の措置に關するものであります。御承知の通り、被害賠償規定が金銭賠償原則によるべきか、原状回復原則によるべきかは、農地の復旧問題にからんで最も複雑且つ深刻な対立のあるところでありまして、この法律案におきましては、復旧工事を完了後のこの矛盾の解決のために特に一節を設けて、慎重な妥協的解決を図つていけるのであります。我が国の水田を主とする農地の復旧は、工事を完了後においてもなお効用の回復が十分でない場合があり、このことは年々補償という慣行と相待つて複雑な社会的關係を形成して

のであります。この法律案におきましては、復旧工事を完了後農林大臣が検査を行ひまして、効用回復が不十分なもののについては、事業団が補償金を支拂ひ、なお三年以内ならば再検査を求めることができるといたしました。被害者の利益の保護に万全を期すると共に、他面賠償義務者は、復旧工事を完了後は、その復旧工事の目的となつた被害について賠償請求に應ずる必要がなく、一定の時期において、復旧工事の目的となつた被害は消滅したものとみなされるに至るのであります。

第五は、家屋及び墓地の復旧の裁定に關するものであります。家屋等の被害は、農地の被害と共に、被害対策として看過し得ないものであります。個人所有の家屋の性質上、国の補助金支出を期待することができませんが、現行被害法によりまして「被害者は、賠償金額に比して著しく多額を要しないので原状回復ができる」ときは、「原状の回復を請求できる」とであります。通商産業局長の復旧工事施行に關する裁定制度を設けて、事案の合理的且つ円滑な解決に資することといたしました。

以上この法律案の骨子となつておりますところを簡単に御説明いたしました。この法律案は、現在累積している被害を一掃し、事を正常な状態に引きもどすことを目的とするものであります。国及び地方公共団体の補助が永く行われるべきものであるとは考えられませんので、期限を附して十年の臨時立法としたのであります。もとより石炭被害問題の抜本的対策は、この法律案のみでなく、被害予防措置の進歩、地表陥落に關する測量制度の

發達、更には地上地下万般の權利關係の調整によつて、今後の發展充實を期さなければならぬものと存しますが、この法律案の被害対策において占める地位及び企図を御察され、何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことを希望いたします。

○西田隆男君 私は臨時石炭被害復旧法案が本委員会において今から審査されるに際しまして、それに関しましていささか委員会としては異例に感ずるもわかりませんが、各位のお許しを得まして一言……、去る九日朝日航機もく星号で遭難されました資源庁被害第一課長西尾善作君の死に對しまして、哀悼の意を表したいと思ひます。

一般被害に對する特別法の制定につきましては、提案趣旨の説明にもありました通り、一昨年の十二月第九回臨時国会において被害法審議の際、被害法が規定する賠償は當事者主義、金銭賠償主義を建前としておりますところから、国庫負担を加味した被害地の原状回復を目標とする特別法を制定すべきことを要請し、特に当委員会におきましては被害法審議中においてこれに對する政府当局の根本方針を決定すべきことを強調いたしました結果、政府も遂に臨時閣議を開いて、審議會を設けまして必要な法律を立案することに決定したのであります。これが今回の臨時石炭被害復旧法案なのであります。西尾善作君はそれまでは専ら特別被害復旧臨時措置法の担当者として、戦時中の強行採炭に起因するいわゆる特別被害の復旧に鋭意挺身されておつたのであります。石炭被害地復旧対策審議會が設置せられますや、その幹事役の一人として、特別被害のほかに新たに極めて困難なる一般被害復旧の立案者として全身全霊をこれに捧げて参つたのであります。爾來一年有半、ともかく一応法案の形となりまして、只今提案理由の説明を聞いたのであります。その間被害者並びに被害者間の意見の調整はもとより、法案の性質上、大蔵省、農林省、建設省、地方公共団体等、関係各省との折衝にも一方ならぬ困難が伴つたことは想像にかたくありません。同君の勞苦に對しましては、満腔の敬意を表するものであります。聞くところによりますと、去る九日同君がく星号を駆つて九州に飛ぼうとされましたのも、九州現地に於ける同法案の説明会に出席しようとするためであつたといふことでござい

ます。文字通り法案のために一身を捧げ盡した尊い殉職であつたわけでありまして、提案されました法案そのものには問題点も相当にあつたと存じます。特に立場々々における見解には相當の懸隔もあつたと存じます。我々は今後當委員会においてこうした問題点を十分に究明しまして、特に法文上不明確な箇所の予算の支出方法等につきましては、徹底的にこれを検討して、その万全を期せねばならぬと思ひます。逆説的な言い方ではあります。これが立案者西尾善作君の靈に捧げる唯一の慰めかと存じます。この席上を借りまして西尾君の死に對しまして一言哀悼の意を表したいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 只今は西田委員から御鄭重な御発言があつたのでございまして、當局を代表いたしました一言発言をいたしたいと思ひ次第でございます。

御発言の中にもありました通り、西尾君がやつと法案が決定をいたしましたので、説明会に出席をいたしました。被害者及び被害者の間に是非とも御了解を得ておきたいというような主張もございましたので、去る九日飛行機で立つたわけでございますが、御承知のよう不幸に遭遇いたしましたのでござい

ます。只今西田委員の御発言にもありました通り、本人は一身を捧げまして、渾身の努力をこの法案に傾けて参つておつたのでございまして、それを正しく十分に御認識を頂きまして、定めし本人の靈も感謝をしておることと存するのでございまして。異例の措置をとつて頂きましたことに對しまして、定めし御本人の在天の靈も満足することであらうと存じます。一言不束かではございまして、感謝の御挨拶を申し上げます。○委員長(竹中七郎君) 質疑は次回に譲ります。

○委員長(竹中七郎君) 議事を第一に返しまして、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由につきましては先般説明されましたが、なお法案の主要点につきまして小笠長官から説明を聞くことにいたしたいと存じます。

(委員長退席、理事古池信三君委員長席に着く)

○政府委員(小笠公昭君) 今回の中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案の改正要綱につきまして簡単に御説明申し上げます。

今回の協同組合法改正の一番重要な点は、先ず第一に組合を組織し得る事業者の規模を引上げたことであります。即ち、従来協同組合の組合員たる

ものは、常時使用する従業員が百人以下、商業者につきましては二十人以下ということであつたのであります。これが三百人と三十人とに引上げたことでもあります。この点が基本的な改正の重点になつておるのであります。が、今申上げました組合員たる資格の範囲の擴大に伴ひまして、従来公正取引委員会において排除し得る限度があつたのであります。それを五十人から百人に引上げたというのが第一な点であります。

そのほかに第四点となります。組合の設立そのものが漸次多きを加えて参つたのであります。その中には必ずしもその運営の当を得たものばかりではないのであります。が、そういう組合の運営の適正を図る、こういうふうな意味において、行政官庁が不法な場合には必要な命令をなし、そしてこれを善導して行くというふうな項目を加えたのであります。大体以上申上げましたことが、今回の改正の主要な点に相成つておるわけでありまして、簡単にあります。が、法文は非常にたくさんございまして、主要な実質的な改正の要点は以上の通りでございます。

〇理事(古池信三君) 只今の小笠長官の説明に對しまして、御質疑がございましたらどうぞ御発言願ひます。

〇松本昇君 この中小企業の協同組合法の一部の改正ですが、私も常々この中小企業と申しますが、今まで範圍が非常に人員において制限を受けておるので、実際の日本の中小企業と申しますものは、今までのところは零細企業みたいな人数で……実際の仕事をしに行くには……と人数をたくさん使つておる人間が大体中小企業の中核をなしておるのじゃないかというふうに常々考へておつたのですが、今度はそれがずつと人員も増えて結構なものであります。それが同時に商業と工業とがどうも……中小企業と申しますとどうも工業のほうが普通考えられて、人員からすべてが工業が中心となつて、商業が何だかのけものになるやうな感じがするものであります。今度のこの法案を拜見いたしました

も、ここにございまして、第一のところ、工業のほうは三倍になつて、百人が三百人になつておるのか、わらず、商業のほうは二十人が本當ならば六十人になるのが本當、三倍になれば六十人になるべきものが、僅かに三分の一、工業に比べて三分の一しか上つていないというの、實際如何に商業といふものを無視したやうなふうにも見えるし、又事実商業をやつておるものでも中小企業に属するものは余り狭く二十人やそこらにせられたのではどうにもならないので、本當は商業でも少くとも五十や六十人くらいは中小企業の中に属するの、私は當然じゃないかと思ふのですが、この点は一つ上げた率がどういふところに根據があつてどういふふうになされたのか。我々といふことはどこまでも、少くとも工業と同じくらいに率に引上げるべきが當然じゃないか、こういうふうには考へるのですが、長官の御意見はどうですか。

〇政府委員(小笠公昭君) 工業の場合におきます百人を三百人に、商業の二十人を三十人に引上げて、引上比率が少し仕様が合ふといふやうなお話でございますが、実は商業の面におきましては、多くの場合常時使用しておる従業員といふものが多くないのであります。百貨店統計をとりましますと、常時使用する従業員五十人以上を百貨店統計の中に入れておる、こういうふうな状況でありますので、多くの商業の突進から見ますと、三十人見当で大体カバーできやせんか、こういうふうな考へ方では三十人に引上げたわけでございます。で三百人、三十人という物差が、切り方が、非常にはつきりした

三百人に匹敵するのではないかと、余りに今の原案は少し低きに失するやうな傾きが非常に私にはあると思ふのです。これはただ単に商業と申しまして、表に、小売にしても卸売にしても店に出てる者だけでなく、商業といへば要するに事務的な、小使まで全部入れますといふと、じきこのくらいの人になつて、大体こういうところは中小企業のほうに当然入るべきはずだと思ふ。これは独禁法であるとか事業者団体法とかいふものに関係することとも出て参ると思ひますが、ともかく、だから商業の面でも一つ人数の点においてこの際、この改正をされる際に商業も同様に、工業と同じやうな恩恵を受けられるように一つ是非御配慮願ひたいと思ふのであります。

〇政府委員(小笠公昭君) お話の点御尤もな点もございまして、將來十分考へて参りたいと思ひます。ただ施行後約三年近い、二年半ばかりであります。その間の経験から又人数のことにも問題になるのであります。工業の面に非常に多いのであります。百人のときにも、例えば石炭鉱業のやうな場合に、百八十人二百人をレベルにするというふうにして、便宜な措置を講じております。従ひまして商業の面で三十人に引上げましたなお支障があるというやうな場合には、運用上適宜な措置をとるというところに公取あたりとも相談をいたしまして、その特殊な例に對しては対処して参りたい、こういうふうには考へております。

〇松本昇君 そういたしますと、一応法案はこういうふうな人数になつておつても、特殊なケースについては公取あたりとも話合つて同じやうな中小工

〇松本昇君 折角小笠長官がそういうふうな親心を以て、實際にこの中小企業をできるだけ育成しておいでになるというお心持はよくわかつて、非常に結構だと思ふのであります。これは今申上げました工業にしましては三百人、三百人といふことになりまして、私どものほうは、これは私見ですが、私どもの考へから言つたら、商業にしましては五十人や六十人は大体工業の

〇松本昇君 三十一部 通商産業委員会會議録第二十八号 昭和二十七年四月十四日【參議院】

業者の待遇と同じように見てもらうことが出来るようになるのであります。

○政府委員(小笠公昭君) そういふうちに現に取扱つておりますし、そういふうちに将来も参りたいと、こう考えております。

○西田隆男君 第五十九條の剰余金の配当の率を一割に上げられておるようですが、現在の協同組合の剰余金の配当の状態を一つわかつておれば知らして頂きたい。

○政府委員(小笠公昭君) はつきりした手許に資料がございせんませんが、従来は年六分で抑えておるわけでありまして、それでこれは事業の利用量に応じて判当が二本建て出て来るわけでありまして、その両者を合算して結局どうなるかというところにつきましては、今手許にはつきりした資料がございせんが、一応主として事業の利用した、共同施設その他を利用した分量に依つた配当をして、あと出資に依つて配当を六分と抑えておつたのであります。この六分が今日の金利状況から見まして余りに低いので一割まで引上げる、こういうふうな事情でございまして、御質問の現状の資料がございせんが、できましてからお届け申上げることにいたしたいと思ひます。

○西田隆男君 今の五十四條の第三項の問題は、一つ資料を出してもらいたい。現実に配当をなされてないといふことなら一割に上げて意味をなさないのであります。中小企業の協同組合の実績そのものを一通つて見ないと、この條文は意味をなさなさんかわからんですから資料を一つ出して頂きたい。

それから次に第六六條の、今までは「適当な措置を採るべき旨を指示すること」が出来る」とあつたのを、「必要な措置を採るべき旨を命ずること」が出来る」といふように今度変更されておられるのであります。協同組合ができて三年にもなるのに「指示すること」が出来る」と変えるのならわかるのだが、逆に官庁の権限を強化しなければならぬといふようなことになるのはおかしいと思ふのだが、これは協同組合そのものの実態運営がうまく行つてないからこういうふうな條文に変更されたのですか。その点に關するお考え方を一つ伺ひたい。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の通り、行政庁の権限を強化する方向に改正が相成つておるのであります。その理由は、中小企業等協同組合法が最初施行せられました当時におきましては非常に自由主義的な、民主主義的な組合として生れたのであります。その後施行の状況に依つて御指摘の第六六條のような指示するという規定を附加した、その後、現在組合数が二万五、六千という数字に相成つておるのであります。この多くの組合の中には中小企業等協同組合法の精神にそぐわない運用といふものやつてゐるものが若干あるものであります。そういうふうな場合におきまして、指示をする、直せと言つても聞かないという場合が出て来るのであります。これは組合員の多数の利益を擁護する意味におきまして、はつきりした運用を改正させる、はつきり改正させる、直させるという根拠を盛つたほうが現在の実情に合うのじやないか、こういうふうな趣旨で強めたのであります。で、考え

方、思想の流れとしては誠に後退的な流れがあるのであります。日本の中小企業の一部にまだそういう実情がございまして、その実情に合致して、これは多くの場合ではありせんが、極めて異例的な場合が多いのであります。が、そういうふうな趣旨からこの改正を加えたのであります。そういう事情であります。簡單であります。

○西田隆男君 今の問題は非常に重大な問題であると思ふが、官庁のほうで命令権を持つということになる、非常に細かな問題までもタッチしたがるのが大体今までの大きな弊害なんだ。この條文を変更される場合もそれが又考えられる、この條文の意味する、命令しなければならぬといふような事項はどうかを大體考えられるか、どういふ行為を協同組合がした場合に官庁として命令を出すのだといふことを一つ具体的に例示して御説明願ひたい。

○政府委員(小笠公昭君) この命令を出し得る場合は、御承知の通り頭に條件がくつておる。組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反してゐるという場合が一つ、組合の運営が著しく不当である、問題は著しく不当であるかどうか、こういう場合が一番議論になり得るのだと思ふのであります。で、著しく不当という場合は、例えば預金事業、預金の受入事業を認めないか、これは問題としてはどうか知りませんが、貸付は認めてもいいが、預金は認めないか、併しこれを出資の前渡しといふような形、その他の脱法的な行為によつて金を集めて、そうしてそれを運用するといふような、実

は、事態が一部あるのであります。こういうことは法令の不備といふふうなことになる。又組合員の利益の確保といふような点から見るとなかな／＼よく慎重に考えなきゃならぬのであります。ところが實際上、一面から見ますと、法令若しくは定款或いは規約にはつきり当てはまらん場合、そういうふうなことでありますので、そういう一部何と申しますか、合法的な形において運営しておるの、本来の協同組合の趣旨に合わないといふふうな場合に、そのやり方を是正せよといふ意味においての命令をとるということを実は考えておるのであります。で、これは多くはございせんが、若干そういう場合が出て参つたのであります。

○西田隆男君 大體長官の説明で、その廣範圍なものではないように承はしますけれども、この條文の今の書き方、運営が著しく不当であると認めるというの、解釈のしようではどうでも解釈できるので、この條文が適用される場合にはよほど注意して頂かないと折角作つた協同組合自身が怯えてしまつて、何にもやれないという結果を來たす協同組合を作つた趣旨そのものがなくなつてしまふ、その点はよく御注意願ひたいと思ひます。

それから次にもう一つお尋ねしたい点は、第七七條のこの前の法律の「五十人を超えるものが実質的に小規模の事業者でない」と認めるときは「とあり」ますが、この意味を百人と書いてありますが、松本さんからも先ほど御発言があつたようですが、百人を超える人

間で実質的に小規模の事業者でないことを認める具体的な実情はどういふものを指して、この條文は書いてあるのか、その点を一つ御説明願ひたい。

○政府委員(小笠公昭君) この点は先ほど改正要点を申し上げたときに組合員たる資格を百人から三百人に引上げたといふ裏として、公取の排除権の及ぶ範圍を五十人から百人に引上げたといふことを申し上げたのであります。が、具体的な事例をいたしましては、例えれば確でありますかどうか、小林さんがおられるので、間違つておるかも知れませんが、例えば鑛物の木柵、木柵を作るような工場をとつて見ますと、これは大體四、五人で殆んど作つておるのであります。で、組合を十人、二十人で作つておるような事業形態といふものは非常に少い、そういうふうな場合に五十人とか或いは百人といふことになる、それ自体ですでに大きな企業になるといふことが考えられるのであります。従ひまして比較的多数の事業者が小さい場合におきましては、少し大きいところが排除の対象になりやすい。五十人でありまして排除の対象になりやすいのであります。中、中小企業全体から見ますれば、中小企業の中で相対的に多くても、より広い意味から見ますと飽くまで中小企業である、こういうことが考えられるのであります。この中小企業といふ安定点をできるだけ引上げて行く、こういう意味において五十人を百人に引上げた、こういうふうな事情でございまして、で、現在の中小企業等協同組合法は一方において組合員たる資格を三百人とか、三十人で切る、三百人とか五十人以内であれば安定しておるか

言えは安定はまだしておらない。この百七條の規定で五十人、この前は百人と二十人の間で、五十人以上でありまるとこの中小企業の中の相対的な大ききによつて公取が排除命令を出すという権能を持たしておいたのであります。これは中小企業の安定と、組合の中で安定するに不都合であるというので、先ほど申し上げたような意味において百人まで引上げた、できるだけ絶対安全の領域を擴げると、こういう趣旨から引上げたわけでございませう。

○西田隆男君 今のお話を聞きますと、この百七條の規定はただ百人という人数だけに重点を置いてあるのではなくて、企業の実態に重点を置いてこの人数というものは一応考えられておる、こういうふうな考えで差支えございませうか。

○政府委員(小笠公昭君) 企業の実態に重点を置いてあるという考え方がいのか、数字に重点を置いてある考え方がいのかという点になりますと、数字のほうが実質的に、法令的には重要な意義を持つておる、少くとも百人以内ならばその周囲の事情がどうあるとも公取が排除権を行使し得ないというところに突はなるのであります。この百人以上三百人との間にあります間は、公取が業界の実態の見方如何によつて排除権を行使し得る、まだ一部不安定な形が残るという点になる。こういうことになりまして百人というものは絶対安定地帯という線でありまして、非常にそちらのほうに重点があるというふうにお考え願つていいのじやないかと思ひます。

○理事(古池信三君) はかに御発言は……

○境野清雄君 人員の点、これは根本委員からさつき質問しました問題ですが、これはどうも本質的に中小企業の協同組合というものを人数で制限しているというところは私はどうしてもおかしいと思つて言ひますが、一体、前から見ますと百人から三百人となり、二十人が三十人になつて、漸進的なつておりますが、企業庁自体としてはこういうものは根本的な考えとして無制限に人員というものはとつてしまふというところが本質的なお考えなのか、或いは最高限度のところまできめて三百人から五百人まで行けばそれとめたいというお気持ちでいるのか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) お尋ねの点につきまして、中小企業庁としてはつきりした意見をまだきめておりません。特に独占禁止法の規定の但書との関係もございまして、二十四條ですか、それとの関係もございまして、そのほうとの関連を考えますと、何かここら辺に線を引こう、二十四條の但書による小規模事業者という規定がでない、それらの点から独占禁止法の成行と見合つて改めて考え直さなければならんことだというふうな考へておるのではありません。ただ先ほど個人的な意見として申し上げたのは、この独占禁止法の規定と併せて協同組合法のほうの規定というものは私は青天井のほうが適當ではないかと、こう実は考へておるのでございます。

○境野清雄君 なおこの商業部面を三十人というふうな限定したということ、これは商業の実態を把握せられて、三十人なら従来よりこの点まで入るんじやないかというところをお考えになつたのか。

か。言い換へますなら工業のほうの面の百人が三百人ということになる、或る程度の業種の大部分というものは三百人までに限定されて、私は相対的に得るんじやないか、これは中小企業等協同組合というもので、特に職権関係におきましては染色というやうな面に三百では幾らかは難色があるのではないと思ひますが、これは全国的に見て極く少数なもので、大体この三百人というもので、或る部分の包含はできる。併しながらこの商業面の二十人を三十人というもので、十人ぐらゐのところではこれは私はそう大した工業面ほど効果はないと思つたのでありますけれども、二十人から三十人に改めたために、従来からの業種のうちこういうものも入り得るといふ見通しがあるのかないのか、ただ三十人までは一応許される範囲というところで、三十人というふうな漠然と押えられたのか、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小笠公昭君) 只今お話がありました工業の面では百人から三百人へ引上げた、その三百人を引上げることによつてその実数がどれくらいかというところ、現在の統計資料から見ますと工場として約三千ぐらいです。日本の中小企業の実態から申しますと、従業員数百人以下の企業者数というものは九八・三八%、これを三百人に引上げることによつて九九・四八%になる。実数で申しますと、約三千ばかり工場がこの百から三百までの間に入つておる。こういうふうな形に相成つておる。また、数の上におきましては大した擴張にはならん、現実の問題として……ただ組合の運用上そういう企業が一つでも入つておりますと旗振り

がはつきりして来る、社会的信用も積りて来るというやうなことで運用上の効果が相当期待できるのじやないかと、こう思つておられます。商業の面の問題につきましては、こゝではつきり資料を持つておりません。三十人まで上げましたのは、先ほど申し上げましたように一応の線でございますが、百貨店の統計を今とつておりますが、大体五十人以上全部百貨店に入つて来るのでありますから、現在の状況からい

は、旅業その他のサービス業と、月賦販売業というものが実は案外人員を使うのであります。これらが大体三十人になると入るといふやうな考へ方から三十人まで引上げたのであります。今も申し上げましたように、五十人以上が百貨店統計の考え方では統計扱われておる現状から見ますと、三十人まで行けば中小商業者として多くのものをカバーできるというやうな考へ方で三十人に線を引いた、こういうやうな事情でございませう。

○境野清雄君 今のお話ですが、五十人以上百貨店形態に見るといふやうなところに相当疑点があると思ひます。これは百貨店式なものに五十人以上上見るといふのは、どういふやうな見解で五十人以上百貨店というふうに見ておられるか。

○政府委員(小笠公昭君) 終戦後、指定統計として百貨店の統計を見ておるのではありません。百貨店の販売統計調査というものを施行いたしておるのであります。これが五十人以上の販売店といふものについてとつておりますもので、現在統計上五十人以上というものが

が一応百貨店の領域と申しませうか、に入るものだと一応考へていいのじやないかと考へまして申し上げたわけであります。

○境野清雄君 そうすると二十人を三十人に改めるといふことは、見方によりますと、これは二十人を五十人に改めるといふやうに、五十人になるともそれがリミットと解釈してよろしいわけですか。

○政府委員(小笠公昭君) その点はリミットとは申し上げないと思つて。現在切り方のときに指定統計でとつておるの、五十人以上百貨店販売統計の調査の統計の調査の線に入つておる、そういうのを一つの参考にして三十人に上げた、こういうことではあります。従ひまして百貨店の販売統計としてとつておるの五十人以上だからそれは大企業なんだ、そういう結論にはならんと思つておるわけですが、ただそういう一つの例もありますので、一応三十人というようにいたしておるのではありません。

○境野清雄君 今の問題は又別の機会に中小企業の小委員会がありますから、そのとき専門の根本委員からでも内容をよく承わつてからこの問題に触れることとしたと思つておるのではありません。従来から中小企業等協同組合法の問題に關しては今の人員の問題と、それから預金事業を兼営として認めるか、認めないかという点がいつも中小企業等協同組合法では問題になつておる。併したまへ、今度の改正法案を見ますと、今申上げた預金事業を兼営として認めるというやうな点が全然ないのではありませんけれども、これについては中小企業庁自体はどんな考へで

おりますか承りたいと思います。

○政府委員(小笠公昭君) 預金の受入の問題につきましては、実は政府内部の話が十分にまとまらなかつたので、原案の中に加えておらしたのであります。ただ私の個人的経験から申し上げますと、中小企業の組織下におきまして協同組合の位置、その仕事の意義という点から考えますと、いわゆる金融事業における預金の受入というふうな派手な意味でなしに、地味な意味での預金の受入があるほうが事業の性質上健全性を増すのではないかと、このように私は考えておるものであります。なおこれは余談のようでありますが、お話を後日にお譲りしようと思いますが、今資料がありますので簡単に申し上げますが、さつきの商業の問題であります。商業は三十人までで全商業者の中の九九・七%というものがカバーできる、いわゆる企業者数でミミ、こういうことに相成つておるわけでありまして、

○境野清雄君 今の預金事業の問題ですけれども、これは私から申し上げるまでもなく、元信用金庫と信用協同組合を分けたときに、いわゆる従来から金融機関として市街地信用組合のようなものが発展して来た、それはどうして金融機関から公共的性格を持つておるじやないか、そうして信用協同組合のほうはより自主的な性格を持つて行つたので自立した性格を持つてゐるから、これが相容れないから、いわゆる信用金庫と信用協同組合と分けようというふうな形に相成つておるので、そこで私どもとしてはこの協同

組合というものが預金事業を兼営した場合にでも、これが何か政府内部でまとまらないというところは、むしろ私どもとすると員外預金を集めるんだということになれば相当私は考慮の余地があるのではないかと、このように思つて、従来から協同組合の育成強化というふうな問題は、中小企業としても相当熱を入れておられる、この強化方法の一つの方策として預金事業を兼営しておくほうが私どもとしては協同組合は強化もできるのではないかと、こんなふうに思つて、是非私はこのものが政府のほうで修正できないならば、我々のほうから修正しても預金事業は兼営として入れてもらうほうが協同組合の育成強化のためには非常に役に立つのではないかと、いろいろな強い考えを持つておるのですが、概触しない範囲で、一つ中小企業庁の長官としてそういうふうな問題に關してどんなお考えであるか、一つ承りたいと思つて、

○政府委員(小笠公昭君) 私は先ほど申し上げましたように、金融事業の一元化というふうな観念を協同組合の預金の受入問題についてはとらなくてもいいんじゃないか。従いまして協同組合の預金の受入を行うことによつて預金者の利益を非常に損するということなどは恐らく起らないだろう、又過去の商工協同組合、工業組合、或いは昭和七年から起つた商業組合のほうにおきましては預金の受入を認めておつたのであります、そういうふうな過去の歴史等から考えましても、余り心配しなくてもいいんじゃないか、こういう考え方を実はいたしておるのであります。却つて御指摘のような員外預金の

問題、或いは預金を受けた場合には一定の條件を附するといふようなことがありましても預金の受入を認めることが貸付事業にいたしても、或いは又共同販賣事業、或いは又共同購入事業といふようなものの援護の措置として役立つのではないかと、このように思つておるのであります。そういうふうな事情であります、いろいろの見解の相違があると思いますが、本法案の取りまとめに際しましては、そこまですべてがまとまらなかつたというふうなことから、その問題を後日の研究課題に残しておるといふのが率直な実情であります。

○境野清雄君 もう一つ承りたいのは、今私の申しました預金事業を兼営とするという場合には一つの免稅規定ができるのではないかと、言い換えますならば国民貯蓄組合とか、印紙税法に關連して来る問題が、印紙税法に關連して来る問題が、このようにおつたのに対して大蔵省側に難点があつて、その預金事業の兼営といふものが入れられなかつたといふようなことがあつたかどうかをお伺いいたしたいのですが、

○政府委員(小笠公昭君) そういうふうな特別な事業に關連してといふ意味ではなかつたのであります。

○中川以夏君 私が今御質問を申し上げようとするのは、中小企業の小委員会においてお伺いしたいと考へておつたのであります、たゞ、今日は長官も見えておられます、又關連した資料も今頂戴をいたしましたので、本日は極めて簡単に伺ひたいと思つたのであります、実は中小企業金融の問題であります、先般五十億出たのであります、これが殆んど預

託資金で短期間である。開くところによりますと相互銀行のごとき二十七億も出ておられるけれども、實際必要とする中小企業者に貸す手続上の問題、その他期間の点等によつて実行ができまないので大部分が市中銀行にこれを預金をしてその利権を稼いでおるといふような現状にあるように承つておるのであります。そこで私はどうして中小企業に対しては長期の資金をもう少し面倒見てやらなければならぬと思つて、それにつきまして第一点は只今見返資金の特別会計がなくなりまして、見返資金の回収は、ことごとく只今の日本開發銀行法の一部が改正されましてそれに皆回収をしておる。更に復金の從來中小企業に融資しておつた分も同様に開發銀行に回収されておる。こういう見返資金なり復金の中小企業に出しておつたところの金といふものがこれ又この回収後においては中小企業に更に貸出すといふようなことがこれは原則的には是非あらなければならぬと思つておるのですが、そういう点について中小企業庁として如何に考へるか、又如何なる手をお打ちになつていらつしやるか。これに關連した資料はここに出ておりますので、この資料につきましても同時に御説明を願ひたいと思ひます。

それから第二点は長期資金を確保するために今の資金運用部資金の中からやはり中小企業に貸付していただくわけならばならぬと思ひますので、この資金運用部資金法の一部を改正をいたしまして、少くとも商工中金等にはこれから貸付ができるという規定を規定すべきではないかと思つておるのであります、これは法律の改正を伴う問題であります。

○政府委員(小笠公昭君) 御指摘の通り、中小企業金融の長期資金を確保するだけ多く導入して来るということだと思つておられます。ところが現状を見ますと、中小企業への資金源が、まあ少い中でも特に長期の資金源が少い、こういうのはこれは實際だと私は思つておる。従いまして、中小企業へ長期の安定した資金を導入する一つの方法として考えられますのが、御指摘のような見返資金の貸付債権と、復興金融庫の貸付、中小企業への貸付債権といふものが一応考えられるわけでありまして、只今お話の通り、この両資金から中小企業へ貸付けられた債権は、開發銀行法の改正案の中において開發銀行へ引継がれると、こういうことに相成つておるのであります、引継ぐ場所が開發銀行でも結構であります、それを中小企業へ再循環させるということをお願いしたいと思つておる。そういうふうな趣旨で、開發銀行法の改正に關連いたしまして、政府内部におきましては、大蔵省等に強い要請を実は出しておるのでございまして、開發銀行といふことは、私どもの聞いた範囲では、中小企業への直接の貸付というふうなことは、まだやるような気配を見せられておらぬのであります。又實際問題からして相当煩雜なものがあると思つたのであります、これを特定の金融

りますが、そういう点についてどういふふうに中小企業庁としてはお考へになつておられるかといふような点を一つ長官の御説明を願ひたいのであります。

機関に委託して扱わせるとか、いろいろな途が考えられると思いますので、私どももいたしましたしては、この開発銀行に引継がせます見返資金から貸した債権というものを中小企業へ循環させるといふことを是非実現いたしましたものと考えておるのであります。できれば復興金融庫の面につきましてもそう考えておるのであります。これはお手許にございます資料の中にありますように、見返資金の分が、いわゆるエード資金だけで三十三億というのが一昨年の一月に施行してから本年の二月二十九日までの見返資金からの分だけであります。更に二十七年度といましては、見返資金の分として二十億が予定されておりますが、これが全部消化されますと、ここに五十億余という金が長期資金として財源になるのであります。それから復興金融庫の中小企業への貸付は、最後にございますように、相当大きな金額になつておるわけであります。これもできれば私どももいたしましては、この中には若干取立のために更に金融をつけるといふような必要が起る場合も相当あると思いますが、これを引難いで行くということにいたしたいと考えておるのであります。私は少くともこの見返資金だけは、再循環させるといふ方向に進みたいものだと考えておるわけであります。

お尋ねの第三点の長期資金源を得る一つの方法として資金運用部資金から、例えば商工中金が金融債の引受けのほかに直接に借入をするという途が開かれることを実は希望いたしておるのであります。ただ従来資金運用部資金の規定が、この一般会計から直接に

バーできるものだと、まあそういったのであります。御承知の通り、この数字の取り方の問題がございすと思

います。日本の商業者の大部分というものは御承知の通りに小売商、而も

家内労働でやつておるものが相当多いという関係もございまして、数字の基

礎は非常に多く、三十八九九・七％何

がしという数字になつて参るわけであ

ります。更に根本委員のお話のような、

もう少し上げたかどうかという問題に

つきましては、私は立論が工業と同様

だからということになるとちよつと納

得できないんじゃないかというふう

たちのほうとしてはいずれ銀行局長に

のお出掛け願つて聞かなくちゃなら

のですが、先ほどから盛んに副委員

から聞いておりました五十億の中小企

業への預託金の配分ですが、これはも

ろ私もどうして納得でき得ないの

いので、相互銀行二十億、相互銀行

体としても私は果して従来のように無

盡の当時のような中小企業対象の金融

かどうかということには非常な疑点が

中小企業の実態から見て的確なものだ

というふうなふうにお考えになつたの

でしようか。

○政府委員(小笠公昭君) 非常に急い

でおりましたので、意見の決定を早く

急ぐというふうな事情で相互銀行自体

につきましては若干問題が、相互銀行

の中には大きいものもございすので、

問題はあれと思つておりますが、取

りあえずとして私も了承を與え

が示しているのでありまして、特に中

には相当な億というふうな資本金を持

つておりまして、もう中小企業相手で

ない、むしろ銀行の、銀行も上の部に

十一大銀行に属するよう銀行経営を

やつていけるものもあり、むしろ相互

銀行という名目がついたために自分たち

は一格上つて銀行業になつたのだとい

うような観点から、得て大資本家のほ

うに金を流しているのが現実なのであ

中小企業向けの資金というふうに銘打

つておりますので、その誠意を期待し

て進んで行きたい、こういうふう

に考えたわけでありまして。

○理事(古池信三君) 本日は大体この

程度で質疑を打切つたら如何でし

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(古池信三君) それではそ

うことにいたします。ちよつと速記を

とめて。

〔速記中止〕

○理事(古池信三君) 速記を始めて

本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五十六分散会

四月五日日本委員会に左の事件を付託さ

れた。

一、球磨川電源開発促進等に関する

請願(第一四〇五号)

一、電気料金と地盤差縮少に関する

請願(第一四〇六号)

一、電源開発に関する請願(第一四

四七号)(第一四六八号)(第一五一

〇号)

一、電気料金引上げ反対に関する請

願(第一五〇一号)

一、愛媛県近永アルール工場存置

に関する陳情(第七六六号)

一、肱、面河川の電源開発に関す

る陳情(第七六七号)

第二四〇五号 昭和二十七年三月二

十二日受理

球磨川電源開発促進等に関する請願

請願者 福岡市新藤林町二七九

州産業団体電力懇談会

内 貝島義之外九名

紹介議員 野田 俊作君

九州地方は、わが国の基幹産業地帯であり、その生産量が全国に占める割合は石炭においては五十六パーセントその他のものもいちじるしく大きい割合を示しているが、電力面の厳しい制約のため、今日これ等の生産設備中には遊休化しているものも少なくない実状であるから、政府において具体的に緊急電源開発計画を立案するに当つては、九州の特殊事情を考慮して球磨川の開発を最優先するとともに産炭地の特性を活かすための火力発電所を建設せられたいとの請願。

第一四〇六号 昭和二十七年三月二十二日受理

電気料金地域差縮小に関する請願

請願者 福岡市新雁林町二七九
州産業団体電力懇談会
内 具島義之外九名

紹介議員 野田 俊作君

最近における新聞報道によれば、電気事業者間では料金の再値上げを行つてしまふが、万一そのようなことになつて九州の産業界を採算不能に陥れ、関連産業を崩壊に導くことは必至であるから、電気料金改訂に当つては、九州の現状を考慮して、現行の水火力調整金制度を一層活用し、地域差を現行以下に縮小せられたいとの請願。

第一四四七号 昭和二十七年三月二十五日受理

電源開発に関する請願(三通)

請願者 岐阜県多治見市桜木町
日比野良明外三万一千
七万八千二百名

紹介議員 栗山 良夫君

電源開発は、今後日本の死活を制する重大問題であり、大所高所より国民全体の利益の上に立つて国会において充分審議の上実施されるべきものと思ふから、(一)開発計画は、利権目的によつてゆがめられてはならない、(二)電源開発は、国民生活の向上に寄與するものでなくてはならない、(三)電源開発は、ベーパープランであつてはならない、(四)電源開発は、電気事業者のみに沿つて実施されるべきである等の諸点に留意の上、国家資金によつてすみやかに着工せられたいとの請願。

第一四六八号 昭和二十七年三月二十六日受理

電源開発に関する請願(三通)

請願者 長野県上水内郡朝陽村
木藤良平外二万六千
九百五十名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第一五一〇号 昭和二十七年三月二十八日受理

電源開発に関する請願(五通)

請願者 静岡県志太郡藤枝町千
才 三浦二郎外三万七
千七百七十二名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一四四七号と同じである。

第一五〇一号 昭和二十七年三月二十七日受理

電気料金引上げ反対に関する請願

請願者 茨城県議会 宇田川
源次郎

紹介議員 郡 祐二君 宮田 重文君
電気料金の値上げは、昨年の八月に実施されてから僅かに半年余を経たにすぎないのに、いままた再度の申請が行われようとしていることは、各種産業上憂うべき事態を招来する虞れがあるばかりでなく、国民の日常生活にも直接至大の影響を及ぼすから、電気事業の公益性にかんがみ、電気料金再度の値上げを事前に阻止せられたいとの請願。

第七六六号 昭和二十七年三月二十四日受理

愛媛県近永アルコール工場存置に関する陳情

陳情者 愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

通商産業省所管近永アルコール工場は近く廃止されるよしであるが、設設地帯より生産されるものの処理工場として、本工場の廃止は、本県農民の経済に大きな影響を及ぼすし農民にとつて死活的重大問題となるから、実情賢察の上本工場を存続の上整備強化せられたいとの陳情。

第七六七号 昭和二十七年三月二十四日受理

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

陳情者 愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

愛媛県松山市一番町甲
一五愛媛県町村議会議
長会内 武井隆一

であり、かつ産業、文化の発展上極めて急務と考えられるから、すみやかに具体化せられたいとの陳情。

四月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、臨時石炭鉱害復旧法案

臨時石炭鉱害復旧法案

目次

第一章 総則(第一條—第三條)

第二章 鉱害復旧事業団

第一節 総則(第四條—第九條)

第二節 設立(第十條—第十四條)

第三節 管理(第十五條—第三十條)

第四節 業務(第三十一條—第三十七條)

第五節 監督(第三十八條—第四十條)

第六節 解散及び清算(第四十一條—第四十七條)

第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事

第一節 復旧基本計画(第四十八條—第五十四條)

第二節 復旧工事の施行(第五十五條—第六十三條)

第三節 納付金等の徴収及び復旧費の支拂(第六十四條—第七十二條)

第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置(第七十三條—第七十八條)

第四章 家屋等の復旧工事に関する協議及び裁定(第七十九條—第八十六條)

第五章 補則(第八十七條—第九十六條)

第六章 罰則(第九十七條—第一百零三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国土の有効な利用及び保全並びに民生の安定を図り、あわせて石炭鉱業及び亜炭鉱業の健全な発達に資するため、鉱害を計画的に復旧することを目的とする。

(用語の定義)

第二條 この法律において「鉱害」とは、石炭鉱業又は亜炭鉱業による鉱害(特別鉱害復旧臨時措置法(昭和二十五年法律第七十六号)第二條第二項の特別鉱害を除く)をいう。

3 この法律において「復旧工事」とは、鉱害が生じている土地物件が本来有していた効用を回復するように、その土地物件について施行する工事及びこれに附帯する工事をいう。

4 この法律において「復旧費」とは、当該復旧工事のため直接必要なる本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、工事雑費並びに事務費の合計額をいい、主務大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用する材料であつて、復旧工事に使用できるものに要する費用及び仮設切、願替その他復旧工事に必要なる仮設工事に要する費用を含むものとする。

4 この法律において「鉱業権者」とは、石炭（亜炭を含む。以下同じ。）を目的とする鉱業権者をいい、「租鉱権者」とは、石炭を目的とする租鉱権者をいう。

5 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは、農地の利用又は保全上必要な施設であつて、左に掲げるものをいう。

一 かんがい排水施設
二 農業用道路
三 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設

6 この法律において「公共施設」とは、左に掲げる施設であつて、政令で定めるもののうち、国の機関、地方公共団体（その機関を含む。以下同じ。）その他政令で定める者が維持管理を行うものをいう。

一 河川
二 海岸
三 砂防設備
四 林地荒廃防止施設
五 道路
六 林道
七 港湾
八 漁港
九 上水道及び下水道
十 鉄道及び軌道
十一 学校

7 この法律において「家屋等」とは、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物（農業用施設又は公共施設たるものを除く。）及びこれらの建物の所有の目的に供される土地並びに墓地をいう。
(処分、手続その他の行為の効力)

第三條 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、第五十二條の受益者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、これらの者の承継人に對しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする採掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対して、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱権の減少があつたときは、石炭を目的とする採掘権の範囲内において、石炭を目的とする採掘権者に対して、その効力を有する。但し、石炭を目的とする採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第二章 租復旧事業団
第一節 總則
(目的及び法人格)
第四條 租復旧事業団（以下「事業団」という。）は、鉱害の計画的な復旧に関する業務を行うためこの法律の規定に基き設立される法人とする。

第五條 事業団は、政令で定める地域により、その地域ごとに一を限り、設立されるものとする。

(名称の独占)
第六條 事業団は、その名称中に「租復旧事業団」という文字を用いなければならない。

2 事業団でないものは、その名称中に「租復旧事業団」という文字を用いてはならない。
(登記)
第七條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。
(事業年度)
第八條 事業団の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。
(民法の準用)
第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団に準用する。

第二節 設立
(設立の認可)
第十條 事業団を設立するには、第五條の政令で定める地域内の市町村の長、その地域内に石炭の採掘のための事業場を有する鉱業権者及びその地域内に生じている鉱害に係る被害者（都道府県知事の承認を受けた者に限る。）十人以上が發起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項に規定する市町村長、鉱業権者又は被害者は、それぞれ同項の發起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3 第一項の發起人は、同項の認可を申請するには、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項その他通商産業省令で定める事項を公告して、当該地域内の市町村の長及び当該地域内に石炭の採掘のための事業場を有する鉱業権者のそれぞれ三分の一以上の同意を得なければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
第十一條 通商産業大臣は、第五條の政令で定める地域について、その地域が同條の政令で定める地域となつた日から三月以内に前條第一項の認可の申請がないか、又はその期間内になされたいづれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十人以上に、同項の發起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により前條第一項の認可を申請する場合には、適用しない。
(設立事務の引継)
第十二條 第十條第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なく、その事務を事業団の理事長に引き継がなければならない。

(成立)
第十三條 理事長は、前條の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。
(設立費用の負担)
第十四條 事業団が成立したときは、その設立費用であつて、通商産業大臣の承認があつた額以内のものは、その事業団の負担とする。

第三節 管理
(定款)
第十五條 事業団の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 地域
四 事務所の所在地
五 役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 会計に関する事項
九 公告の方法

(役員)
第十六條 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

2 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、事業団の会計を監査する。
第十七條 理事長及び監事は、評議員会が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。但し、設

立当時の理事長及び監事は、第十條第一項の發起人が推薦した者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、評議員会の同意を得て、理事長が任命する。

3 理事長、理事及び監事の任期は、四年とする。但し、設立当時の理事長及び監事の任期は、二年とする。

4 理事長、理事及び監事は、再任されることが出来る。

第十八條 理事長は、理事が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。

(評議員会)

第十九條 事業団に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事長及び十人以上の評議員をもつて組織する。

3 評議員会に議長を置き、理事長をもつてこれに充てる。

4 議長は、評議員会の会務を総理する。

5 評議員会は、あらかじめ、次條第一項第三号に掲げる者のうちから任命された評議員のうちから、議長に事故がある場合に議長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

(評議員)

第二十條 評議員は、左に掲げる者のうちから、通商産業大臣が任命する。

一 事業団の地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者

二 事業団の地域内に生じている鉱害に係る被害者であつて、都道府県知事が推薦した者及び事業団の地域内に存する公共施設であつて、鉱害が生じているものの維持管理を行う地方公共団体の職員であつて、その公共施設の維持管理に関する事務に従事するもの

三 事業団の地域の全部又は一部を管轄する地方公共団体の長又はその職員(前号に掲げるものを除く。)及び鉱害の復旧に関し学識経験がある者

2 評議員の任命に當つては、前項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命される評議員の数が評議員の総数の二分の一以上を占めることとなつてはならない。

第二十一條 評議員の任期は、三年とする。

2 評議員は、再任されることが出来る。

第二十二條 評議員は、報酬を受けない。但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けるものとする。

(評議員会の権限)

第二十三條 左の事項は、評議員会の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更

二 経費等の賦課徴収の方法

三 業務の方法の決定及び変更

四 借入金、借入及び復旧事業債券の発行

五 会計の処理に関する規程の設定及び変更

六 收支予算及び收支決算

七 復旧基本計画の作成及び変更

2 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(評議員会の議決の方法)

第二十四條 評議員会は、第二十條第一項各号に掲げる者のうちからそれぞれ任命された評議員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、議長が決する。

(役員等の欠格條項)

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、役員又は評議員となることができない。

一 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 国家公務員(教育公務員たる者及び審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者)であつて非常勤のものを除く。

三 政党的役員

(理事長等の兼職禁止)

第二十六條 理事長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(役員等の秘密保持義務)

第二十七條 事業団の役員、評議員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知得した秘密を漏らし、又は利用してはならない。

(経費等の賦課)

二十八條 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その設立費用であつて、事業団の負担なるもの、経費(第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要なもの並びに同項第四号の支拂に充てるべきものを除く。以下「事務経費」という。)及び準備金に充てるため、設立の日を属する事業年度(設立の日が七月一日以降である場合において、通商産業大臣の認可を受けたときは、その設立の日を属する事業年度及びその翌事業年度。以下「当初年度」という。)において、その地域内に生じている鉱害に係る鉱業権者又は租鉱権者に対し、設立の日の前月以前当初年度と同じ期間(その期間に一月未満の端数があるときは、その端数を除いたもの)内にその鉱害に係る事業場において掘採した石炭の数量一トンにつき五円以内の金額を賦課徴収することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、その事務経費及び準備金に充てるため、当初年度後の毎事業年度において、鉱業権者及び租鉱権者に対し、前事業年度(当初年度)中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行した復旧工事のうちその鉱業権者又は租鉱権者に係る鉱害の復旧のため必要となつたものの復旧費

に、百分の七以内の割合を乗じて得た金額を賦課徴収することができる。

3 事業団は、第一項の規定により賦課徴収した金額に相当する金額を、当初年度の翌事業年度から五年以内に、当該鉱業権者又は租鉱権者に交付しなければならない。

(定款等の備付)

二十九條 事業団は、定款及び事務の方法を記載した書面を主たる事務所及び従たる事務所に備えて置かなければならない。

2 事業団は、事業団の業務に利害関係がある者から、前項に規定する書類の閲覧の請求があつたときは、正当な事由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(民法の準用)

第三十條 民法第五十四條(代表権の制限)及び第五十七條(特別代理人)の規定は、事業団に準用する。

第四節 業務

(業務)

第三十一條 事業団は、第四條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 鉱害(家屋等について生じたものを除く。)の復旧のための復旧基本計画の作成

二 鉱業権者及び租鉱権者の納付金並びに受益者の負担金の徴収

三 事業団が復旧工事の施行者として定められた場合において、その復旧工事の施行

四 事業団以外の者が施行する復旧工事の復旧費のうち、事業団の負担となるものの支拂

五 飲害に係る農地及び農業用施設に対する補償金並びに復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費の支拂

六 地域内の家屋等の復旧工事に要する費用の貸付

七 前各号の業務に附帯する業務八 前各号に掲げるものの外、第四條の目的を達成するため必要な業務

2 事業団は、前項第八号の業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の方法)

第三十二條 事業団は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、前條第一項第一号の復旧基本計画の作成の方法、同項第二号の納付金の徴収の時期及び方法、同項第四号の支拂の時期及び方法並びに同項第六号の貸付の相手方、限度、方法、利率及び期限を定めておかなければならない。

(予算)

第三十三條 事業団は、事業年度開始前に(設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに)、毎事業年度の收支予算を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(借入金及び復旧事業債券)

第三十四條 事業団は、その業務を行うため必要があるときは、通商産業大臣の認可を受けて、借入金の借入をすることができる。

2 事業団は、第三十一條第一項第三号に掲げる業務を行うため必要な資金に充てるため、通商産業大臣の認可を受けて、復旧事業債券を発行することができる。

3 前項の復旧事業債券の発行及び償還に關し必要な事項は、政令で定める。

(準備金)

第三十五條 事業団は、定款で定める額に達するまでは、第二十八條第一項又は第二項の規定により徴収した金額の二十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、通商産業大臣の認可を受けなければ、処分してはならない。

(財産目録等)

第三十六條 事業団は、毎事業年度経過後三月以内に、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(資料の提出の請求)

第三十七條 事業団は、第三十一條第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる業務を行うため必要があるときは、その地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者若しくは租鉱権者若しくはその鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、その地域内に生じている飲害に係る被害者又は第五十二

條の受益者となるべき者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第五節 監督

(監督)
第三十八條 事業団は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要な限度において、事業団の報告又は第四十條第一項の規定による検査の結果に基づき、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(役員等の解任)

第三十九條 通商産業大臣は、理事長、監事又は評議員が第二十五條各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 通商産業大臣は、理事長、監事若しくは評議員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長、監事若しくは評議員に職務上の義務違反その他理事長、監事若しくは評議員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

3 通商産業大臣は、評議員が第二十條第一項の規定による資格を失つたと認めるときは、これを解任することができる。

(報告及び検査)

第四十條 通商産業大臣は、必要があるとき、

あると認めるときは、事業団から報告を徴し、又はその職員に事業団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 解散及び清算

(解散)

第四十一條 事業団は、左の事由によつて解散する。

一 事業団の地域内の市町村の長の三分の二並びにその地域内に石炭の掘採を目的とする事業場を有する鉱業権者及び租鉱権者の三分の二以上の者の請求

二 破産

三 事業団の目的が達成されたと認められる場合における通商産業大臣の解散の命令

2 前項第一号の請求は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつたときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきくとともに、事業団の意見をきかなければならない。

(清算人)

第四十二條 事業団が解散したとき

は、破産による場合を除いては、理事長がその清算人となる。但し、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

2 清算人が欠けたときは、通商産業大臣が清算人を選任する。

3 通商産業大臣は、公益上必要があると認めるときは、清算人を解任することができる。

(清算事務の監督)

第四十三條 清算人は、就職の後、遅滞なく、事業団の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(残余財産の処分の制限)

第四十四條 清算人は、事業団の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(残余財産の帰属)

第四十五條 残余財産が、事業団が第二十八條第二項の規定による賦課徴収をした者に対し、その賦課徴収した額に應じて分配しなければならない。

(決算報告書)

第四十六條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の決算報告書には、清算に關する重要な書類、事業団の帳簿及びその業務に關する重要な書類を添附しなければならない。

(民法の準用)

第四十七條 民法第七十三條(清算法人)及び第七十八條から第八十一條まで(清算人の職務権限、債権申出の公告及び催告、債務超過による破産)の規定は、事業団に準用する。

第三章 農地、農業用施設及び公共施設の復旧工事

第一節 復旧基本計画

(復旧基本計画)

第四十八條 事業団は、毎事業年度開始前に(設立の日の属する事業年度にあつては、設立後すみやかに)そこに生じている被害を復旧することが必要且つ適当であると認められる地区をその事業年度において復旧工事(家屋等の復旧を目的とするものを除く。以下この章において同じ)に着手すべき地区として選定し、その地区内に生じている被害に係る復旧工事の概要、その復旧工事の復旧費、第七十三條第二項の規定により算定されるべき額及びその復旧工事により新たに設けられるかんがい排水施設の維持管理費(以下「復旧費等」といふ)並びに復旧費等の負担区分を記載した復旧基本計画を作成し、これを通商産業大臣に提出し、その認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の復旧基本計画を作成し、又は変更するには、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。但し、復旧基本計画の変更について第六十

六條第二項の規定により都道府県知事の同意を得たときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を変更して認可し、又は同項の認可をした事項を変更することが出来る。

4 通商産業大臣は、第一項の認可又は前項の規定による変更をしようとするときは、主務大臣の同意を得なければならない。

第四十九條 前條第一項の復旧費等の負担区分には、復旧工事ごとに、次條第一項の規定により納付金を納付すべき者及び第五十二條又は第五十三條の規定により復旧費を負担すべき者並びにその見込納付金額及び負担額を記載し、且つ、当該復旧基本計画には、負担区分に関するこれらの者の同意書(その同意を得ることができなかつたときは、その事由を記載した書面)を添付しなければならない。

(賠償義務者の納付金)

第五十條 鈺業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第九條又は鈺業法施行法(昭和二十五年法律第二百九十号)第三十五條第二項若しくは第三項の規定により被害を賠償する責に任ずべき者(以下「賠償義務者」といふ)であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画(同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下

同じ)に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に生じている被害に係るものは、その復旧基本計画に記載された復旧工事に係る復旧費等又は第七十八條第一項の規定により事業団が支拂う金額に充てるため、事業団に対し、納付金を納付しなければならない。

2 鈺業法第九十條(負担部分と償還請求)の規定は、前項の規定による納付金の納付義務に準用する。

第五十一條 前條第一項の納付金の額は、左に掲げる金額とする。

一 鈺害が生じたことにより効用が減少したため鈺害が生じた後における農作物の收穫高が鈺害が生ずる前の收穫高の十分の三を下るに至つた農地については、土地台帳法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)による改正前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)による賃貸価格であつて、昭和二十五年七月三十日現在のもので(当該賃貸価格がない農地にあつては、その本来有していた効用と同等の効用を有する農地の賃貸価格を参考とし、通商産業大臣の認可を受けて事業団が定める価格とし、当該賃貸価格が鈺害が生じたことにより修正されているためこれによることが不相当と認められる農地にあつては、事業団が通商産業大臣の認可を受けたときは、その修正前のものとする。)(以下「基準賃貸価格」といふ)に、

二千を下らず五千をこえない範囲内において、都道府県別に政令で定める倍数を乗じて得た金額

二 前号に掲げる農地以外の農地であつて、鈺害が生じたことにより効用が減少したため、鈺害が生じた後における農作物の收穫高が鈺害が生ずる前の收穫高より減少するに至つたものについては、收穫高の減少の割合による区分ごとに、基準賃貸価格に、前号の政令で定める倍数をこえない範囲内において政令で定める倍数を乗じて得た金額

三 前二號の規定にかかわらず、一の復旧工事において復旧の目的となつてゐる農地であつて、これに係る復旧費等の合計額(その利用又は保全上必要な農業用施設の復旧費等を含み、第五十二條の負担金の額を控除した残額とする。以下この條において同じ)がこれらについて前二號の規定により算出した額の合計額以下であるものについては、その復旧費等の合計額に、前二號の規定により算出した額のその合計額に対する割合を乗じて得た額

四 鈺害が生じているにかかわらず、これにより農作物の收穫高が減少するに至つていない農業用施設については、その復旧費等の額から国及び都道府県の補助金の額並びに第五十二條の負担金の額を控除した残額

五 農地及び農業用施設以外の土地物件については、その復旧費の額から国の補助金及び負担金並びに第五十二條の負担金を控除した残額

六 第一號の規定にかかわらず、第七十八條第一項に規定する農地については、同項の規定により定められる金額

2 賠償義務者であつて、第四十八條第一項前段の規定による復旧基本計画の認可があるまでに、鈺業法第九十條又は旧鈺業法(明治三十八年法律第四十五号)第七十四條ノ二の規定による損害の一部を既に賠償している者は、その旨を事業団に申し出ることが出来る。

3 事業団は、前項の申出を受けた場合において、その申出をした者の納付金の額を減ずることが相当であると認めるときは、第四十八條第一項の復旧費等の負担区分に記載した見込納付金額を変更しなければならない。

(受益者の負担)
第五十二條 復旧工事の施行の結果利益を受ける者があるときは、その受益者は、その利益を受ける限度において、復旧費の一部に充てるため、事業団に対し、負担金を納付しなければならない。

(地方公共団体の負担)

第五十三條 地方公共団体は、第六十六條第二項の同意をした場合において、当該復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、前條の規定による外、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧費について、政令で定める

割合を負担しなければならない。
(復旧基本計画の公示等)

第五十四條 通商産業大臣は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可をしたときは、当該復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区を公示しなければならない。その地区について同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更をしたときも、同様とする。

2 事業団は、第四十八條第一項前段の規定により復旧基本計画の認可を受けたときは、復旧費等の負担区分に記載された見込納付金額又は負担額を、それらの金額を納付し、又は負担すべき者に通知しなければならない。見込納付金額又は負担額について、同項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたときも、同様とする。

第二節 復旧工事の施行

(復旧工事の施行者)
第五十五條 復旧工事の施行者は、他の法令に定めがあるときは、それによるものとする。この場合において、主務大臣は、その法令の規定により賠償義務者に復旧工事を施行させることができるときは、その賠償義務者に代えて事業団にその復旧工事を施行させることができる。

2 前項に規定する場合の外、第四十八條第一項の復旧費等の負担区分において一の復旧工事に係る賠償義務者の見込納付金額がその復旧工事に係る復旧費等の額と同額

となつていない場合において、賠償義務者が前條第二項の規定による通知を受けた日から二月以内に主務大臣に申し出たときは、復旧工事の施行者は、その賠償義務者とする。但し、その施行が他の復旧工事に施行と密接な関係がある場合又はその賠償義務者がその申出をした日から三月以内に復旧工事に着手しない場合において、主務大臣が事業団その他適当と認める者を施行者と定めたときは、この限りでない。

3 前二項に規定する場合の外、復旧工事の施行者は、事業団その他主務大臣が適当と認めて指定する者とする。

(実施計画の認可)

第五十六條 復旧工事(主務大臣が施行する工事を除く)の施行者(前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者を除く)は、主務大臣が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基づいて指示に従い、復旧工事の実施計画及びこれに係る復旧費等につき、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前條第二項本文の規定による復旧工事の施行者は、復旧工事に着手する前に、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基づいて、復旧工事の実施計画を作成し、遅滞なく、これを主務大臣に届け出るとともに、事業団に通知しなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の実施計画が農地又は農業用施設の復旧を目的とするものであるときは、同項の認可を申請する実施計画には、復旧工事に施行によりその農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復される見込を記載した書面及びその効用に係る被害者の同意書(その同意を得ることができなかったときは、その事由を記載した書面)を添附しなければならない。

第五十七條 主務大臣は、前條第一項前段の認可の申請があつたときは、その旨を公示し、二十日以上期間を定めて、その申請に係る実施計画を縦覧に供しなければならない。

2 実施計画の基本となつて復旧基本計画に復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する土地物件(家屋等を除く)であつて、被害が生じているものの所有者その他その土地物件に権利を有する者及びその地区内に生じている被害に係る賠償義務者は、実施計画について異議があるときは、主務大臣に対し、異議の申立をすることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

3 主務大臣は、前項の規定による異議の申立があつたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後二月以内に決定をしなければならない。

4 主務大臣は、第二項の規定による異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合において、

そのすべてについて前項の規定による決定をした後でなければ、前條第一項前段の認可をしてはならない。

第五十八條 主務大臣は、必要があるとき、第五十六條第一項の認可をする場合においてその申請に係る事項を變更して認可し、又は同項の認可をした事項を變更することができる。

2 主務大臣は、前項の規定により申請に係る事項を變更して認可し、又は同項の規定による変更をしようとする場合において、その認可又は變更後における実施計画が第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基かないものとなるときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

3 通商産業大臣は、前項の同意をしたときは、第四十八條第一項の認可をした復旧基本計画について、同條第三項の規定による変更をしなければならない。

第五十九條 主務大臣は、事業団以外の者が施行者となつて復旧工事の実施計画について、第五十六條第一項の認可をしたとき、又は前條第一項の規定による変更をしたときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

(工事施行の義務)

第六十條 第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、同項前段の認可があつた実施計画(同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変

更後のもの。以下同じ。)に従つて、復旧工事を施行しなければならない。

2 主務大臣は、第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者が同項前段の認可があつた実施計画に従つて復旧工事を施行しない場合において、必要があるとき、同項前段の認可を取消することができる。

3 主務大臣は、前項の規定による認可の取消をしたときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

(所有者等の協力)

第六十一條 第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画において復旧の目的となつて復旧の目的となる土地物件の所有者及び占有者は、前條第一項の復旧工事の施行者の義務の遂行を妨げてはならない。

(工事完了の届出)

第六十二條 第五十六條第一項前段及び第二項に規定する復旧工事の施行者は、その復旧工事を完了したときは、十日以内に主務大臣にその旨を届け出なければならない。

(主務大臣の施行する復旧工事)

第六十三條 主務大臣は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基づき復旧工事を施行する場合において、その復旧工事に着手したときは、遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

第三節 納付金等の徴収及び復旧費の支拂

(納付金等の納付期日)
第六十四條 賠償義務者又は第五十

二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべき期日は、第五十九條又は前條の規定による通知（事業団が復旧工事の施行者であるときは、第五十六條第一項前段の認可。以下この條において同じ。）があつた日（第五十九條又は前條の規定による通知があつた日以後に復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたため新たに第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付すべきこととなつた者にあつては、その変更の認可又は変更があつた日）以後において事業団が定める期日とする。

（納付金等を徴収しない場合）

第六十五條 賠償義務者であつて、第五十五條第二項の規定により復旧工事の施行者となつたものは、第五十條第一項の規定にかかわらず、その復旧工事について、同項の納付金を納付することを要しない。

2 第五十二條の受益者たる地方公共団体であつて、その維持管理を行う公共施設について復旧工事を施行するものは、同條の規定にかかわらず、その復旧工事について、同條の負担金を納付することを要しない。

第六十六條 事業団は、賠償義務者若しくは第五十二條の受益者が事業の廃止若しくは休止、災害その他の事由により資力を有しなくなつたため、第五十條第一項の納付

金若しくは第五十二條の負担金を納付することが著しく困難であると認められるとき、又は賠償義務者の所在が不明であるときは、その納付金又は負担金に係る復旧基本計画について、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可を申請しなければならない。

2 事業団は、公共施設の復旧費に充てるべき納付金又は負担金について前項の規定による認可の申請をしようとするときは、あらかじめ、その維持管理を行う地方公共団体の同意を得なければならない。

3 第一項の場合において、第四十八條第一項後段の規定による変更の認可があつたときは、当該賠償義務者又は第五十二條の受益者は、第五十條第一項又は第五十二條の規定にかかわらず、その変更後の金額と変更前の金額との差額に相当する納付金又は負担金を納付することを要しない。

（納付金等の返還）

第六十七條 賠償義務者又は第五十二條の受益者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付金又は負担金を納付した後において復旧基本計画について第四十八條第一項後段の規定による変更の認可又は同條第三項の規定による変更があつたためこれらの者が第五十條第一項又は第五十二條の規定により納付すべき額がその既に納付した額より小となるに至つたときは、事業団は、遅滞なく、これらの者に對しその差額を返還しなければならない。

（復旧費の支拂）

第六十八條 事業団は、第五十六條第一項前段の認可を受けた復旧工事の施行者から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第五十六條第一項前段の認可があつたその復旧工事の復旧費（同項後段の規定による変更の認可又は第五十八條第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。但し、その額がその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金の額のうち、その請求の時までに事業団が徴収した額をこえるときは、そのこえる額については、通商産業大臣の認可を受けた額に限る。

2 事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基き施行する復旧工事に着手した主務大臣から支拂の請求を受けたときは、第三十二條第一項の認可を受けた業務の方法に定めるところに従い、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されているその復旧工事の復旧費に充てるべき第五十條第一項の納付金又は第五十二條の負担金として事業団が徴収すべき金額を支拂わなければならない。

3 第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

（復旧費の返還）

第六十九條 第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施工者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、前條第一項の規定により支拂を受けた金額のうち、主務大臣が定める金額を事業団に返還しなければならない。

2 事業団は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に對し、前條第一項の規定により支拂つた金額のうち、主務大臣が第六十條第一項の規定に従つて施行された復旧工事に要したものでないと認める金額を返還させることができる。

（強制徴収）

第七十條 事業団は、第二十八條第一項若しくは第二項の規定により賦課徴収する金額（以下「賦課金」という。）第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は前條の規定による返還金を支拂うべき者が納期限までにその金額を支拂わないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、同項に規定する者に対し、督促状を發する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

第七十一條 前條第一項の規定による督促を受けた者（地方公共団体を除く。）がその指定の期限までに賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金、第六十九條の規定による返還金その他

の法律の規定による徴収金を支拂わないときは、市町村（特別区のある地においては、特別区。以下同じ。）は、事業団の請求により、地方税の滞納処分（例により、これを処分する。この場合は、事業団は、その徴収金額の百分の四を市町村に交付しなければならない。）を市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができ。

2 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内にその処分に着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、地方税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、その処分をすることができ。

3 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村の徴収金に次ぐものとし、その時刻については、市町村税の例による。

第七十二條 事業団は、第七十條第一項の規定により督促をしたときは、賦課金、第五十條第一項の納付金、第五十二條の負担金又は第六十九條の規定による返還金の金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。但し、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四節 農地及び農業用施設に関する復旧工事後の措置

（補償金）

第七十三條 農林大臣は、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画による農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事が完了

2

前項但書第二号に規定する場合において、第七十三條第三項の期間の末日から四月を経過した後に同條第六項の規定による支拂があつたときは、当該被害者は、その支拂があつた時から前條第二号に規定する時まで、当該農地又は農業用施設が本来有していた効用が回復されていないことにより生ずる損害について、賠償義務者に対し、賠償の請求をすることができない。但し、前條第二号に規定する場合において、第七十四條第三項の規定による通知があつた日から五月以内に同條第七項の規定による支拂がなかつたときは、この限りでない。

(かんがい、排水施設の引渡等)

第七十七條 復旧工事の施行者は、農地が本来有していた効用を維持するため復旧工事により新たにかんがい、排水施設を設けた場合において、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けたときは、一月以内に、その施設に係る農地の所有者若しくは占有者又はこれらの者の組織する団体その他適当と認められる者のうちから、その同意を得てその施設の維持管理を行う者を定め、その者にその施設を引き渡さなければならぬ。

2 復旧工事の施行者は、その復旧工事について第七十三條第一項の検査を受けた後一月以内に前項に規定する者の同意を得ることができないときは、直ちに、その復旧工事に係る飲水の賠償義務者のうち事業団があらかじめ選定した者に同項に規定する施設を引き渡さなければならぬ。

3

復旧工事の施行者（事業団を除く。）は、前二項の規定により第一項に規定する施設を引き渡したときは遅滞なく、その旨を事業団に通知しなければならない。

4

第一項の規定により同項に規定する施設の維持管理を行う者と定められた者又は第二項の規定により選定された賠償義務者は、第一項又は第二項の規定により第一項に規定する施設の引渡を受けたときは、当該農地が本来有していた効用を維持することができるようその引渡を受けた施設の維持管理を行わなければならない。但し、農林大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

5

事業団は、第三項の規定による通知を受けたときは、三月以内に、前項の規定により第一項に規定する施設の維持管理を行べき者に對し、その施設の維持管理に要する費用であつて、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に記載されている金額を支拂わなければならない。

(復旧不適地の処理)

第七十八條 事業団は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画において復旧工事に着手すべき地区として記載された地区内に所在する農地のうち、第五十一條第一項第一号に換げる農地に該当するものであつて、その本来有していた効用を回復することが著しく困難なため第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画にお

いて復旧の目的とならなかつた農地（以下「復旧不適地」という。）がある場合において、農林大臣が農林省令、通商産業省令で定める算定基準に従い、その復旧不適地について支拂すべき金額を定めたときは、その復旧不適地の所有者に對し、その定められた金額を支拂わなければならない。

2

前項の規定による支拂があつたときは、当該復旧不適地に係る飲害は、消滅したものとみなす。

第四章 家屋等の復旧工事に
関する協議及び裁定

(協議)

第七十九條 飲害が生じている家屋等の所有者又は占有者たる被害者は、第四十八條第一項前段の認可があつた復旧基本計画に基づく復旧工事の施行に伴い、家屋等の復旧を目的とする復旧工事を施行することが必要となつた場合又はその飲害により家屋等としての効用が著しく阻害されている場合において、通商産業局長の許可を受けたときは、その家屋等に係る賠償義務者に対し、その家屋等の復旧を目的とする復旧工事の施行に關し、協議することができ。但し、その家屋等に生じている飲害の賠償に關し、確定判決があつたとき、又は訴訟が係属し、若しくは調停手続が行われているときは、この限りでない。

2

飲害が生じている家屋等の占有者が前項の許可を申請するに、あらかじめ、その家屋等の所有者の同意を得なければならない。

(裁定の申請)

第八十條 飲害が生じている家屋等

の所有者又は占有者たる被害者は、前條第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、通商産業局長の裁定を申請することができ。

2 前條第一項但書の規定は、前項の場合に準用する。

3 通商産業局長は、第一項の規定による裁定の申請があつた場合において、申請に係る事実が前條第一項但書の場合に該当するに至つたときは、その申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第八十一條 通商産業局長は、前條第一項の規定による裁定の申請があつたときは、その申請書の副本を当該賠償義務者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

2 通商産業局長は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに聴聞の期日及び場所を当事者に通知し、且つ、これを公示しなければならない。

3 聴聞に際しては、当事者及び利害関係人に対し、当該事業について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

(裁定)

第八十二條 通商産業局長は、聴聞の結果に基づき裁定を行う。

2 前項の裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

3 通商産業局長は、第一項の裁定

をしたときは、裁定書の謄本を當時者に交付しなければならない。

第八十三條 通商産業局長は、石炭の掘採のための掘さくによる土地の陥没又はたれ、積した捨石の崩壊が停止しているを認められる場合において、金銭をもつてする賠償の額に比し著しく多額の費用を要しない復旧工事により原状の回復をすることができると認めるときは、復旧工事を施行すべき旨の裁定をしなければならない。

2 通商産業局長は、復旧工事を施行すべき旨の裁定をするときは、その裁定において復旧工事の概要並びにその着手及び完了の時期を定めなければならない。

3 通商産業局長は、前項の場合において、損害の発生に關し被害者の責に帰すべき事由があつたと認めるとき、又は復旧工事によりその家屋等が飲害により減少した効用以上の効用が回復されるため被害者が利益を受けると認めるときは、損害の発生に關し被害者の責に帰すべき事由又は被害者が利益を受ける限度をいし、若しくは、被害者が負担すべき復旧工事に要する費用の額及び支拂の時期を定めなければならない。

第八十四條 通商産業局長は、石炭の掘採のための掘さくによる土地の陥没又はたれ、積した捨石の崩壊が停止していないと認められる場合において、必要且つ適當であると認めるときは、家屋等の効用を維持するために必要な仮工事を施行すべき旨の裁定をすることができ。

2 前條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(裁定の効果)

第八十五條 第八十二條の裁定があつたときは、被害が生じている家屋等の復旧を目的とする復旧工事又はその効用を維持するために必要な仮工事の施行に關し家屋等の所有者又は占有者たる被害者と賠償義務者との間に、協議がととのつたものとみなす。

(裁定の失効)

第八十六條 第八十三條第一項の裁定があつた場合において、被害者が支拂の時期までにその負担すべき復旧工事に要する費用を支拂わないときは、裁定は、その効力を失う。

第五章 補則

(異議の申立)

第八十七條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による行政庁の処分に対し異議のある者は、その旨を記載した書面をもつて、主務大臣に対し、異議の申立をすることが出来る。

第八十八條 主務大臣は、前條の異議の申立を受理したときは、その申立をした者に対し、相当な期間を以て予告した上、公開による聽聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、異議の申立をした者及び利害關係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならない。

第八十九條 主務大臣は、当該事案について、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者及び利害關係人に送付しなければならない。

(国及び都道府県の補助)

第九十條 異議の申立、予告、聽聞及び決定の手續について必要な事項は、政令で定める。

(国及び都道府県の補助)

第九十一條 国は、その予算の範囲内において、農地、農業用施設又は公共施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付することが出来る。

2 都道府県は、国が前項の規定により補助金を交付する農地又は農業用施設の復旧を目的とする復旧工事について第五十六條第一項前段の認可を受けた者に対し、補助金を交付する。

3 前二項の規定により農地又は農業用施設(第五十一條第一項第四号に掲げるものを除く)の復旧を目的とする復旧工事の施行者に対し国及び都道府県が交付する補助金の合計額は、その復旧工事に係る復旧費等から第五十條第一項の納付金及び第五十二條の負担金を控除した残額とし、国及び都道府県が交付する補助金の額の割合は、政令で定める。

第九十二條 国は、前條第一項の規定により補助金を交付した公共施設の復旧を目的とする復旧工事が完了したときは、その公共施設に係る賠償義務者に対し、政令で定めるところにより、その交付した補助金の額以内の額を支拂わせることができる。

第九十三條 第九十一條第一項又は第二項の規定により補助金の交付を受けた者は、その復旧工事の復旧費に剰余を生じたときは、政令で定めるところにより、その交付を受けた補助金の全部又は一部を国又は都道府県に返還しなければならない。

(補助金の返還)

2 主務大臣又は都道府県知事は、第六十條第二項の規定による認可の取消があつたときは、その者に對し、第九十一條第一項又は第二項の規定により交付した補助金の全部又は一部を返還を命ずることが出来る。

(地方公共団体及び復旧工事の施行者の事業団に対する事務経費の負担)

第九十四條 地方公共団体は、事業団の事業年度ごとに、事業団に對し、その事務経費の一部を補助するため、前事業年度中にその復旧費の全部又は一部を事業団が負担して施行された復旧工事であつて、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧を目的とするものの復旧費に百分の四以内において政令で定める割合を乗じて得た金額を交付しなければならない。

2 第五十六條第一項前段に規定する復旧工事の施行者は、第九十一條第一項の規定により、補助金の交付を受けたときは、政令で定めるところにより、事業団に對し、その事務経費の一部に充てるため、交付を受けた補助金であつて、第二條第三項に規定する事務費に對するものの一部に相当する額を交付しなければならない。

(報告及び立入検査)

第九十五條 主務大臣は、第四十八條第一項の復旧基本計画、復旧工事の施行又は復旧工事後の措置の適正を図るため特に必要があると認めるときは、鉱業権者、租鉱権者、鉱業権者若しくは租鉱権者であつた者、復旧工事の施行者、被害者若しくは第五十二條の受益者から報告を徴し、又はその職員に左に掲げる場所に立ち入り、鉱害若しくは復旧工事の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 石炭鉱業又は亜炭鉱業の事業場

(主務大臣の権限の委任)

第九十六條 この法律の規定による主務大臣の権限であつて、政令で定めるものは、地方支分部局の長又は都道府県知事が行う。

第九十七條 事業団の役員、評議員又は職員がその職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、二年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第九十八條 第六十條第一項の規定に違反して、第五十六條第一項前段の認可があつた実施計画に従つて、復旧工事を施行しなかつた者は、五万円以下の罰金に処する。

第九十九條 左の各号の一に該當する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十條第一項又は第九十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(主務大臣の権限の委任)

二 第六十二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第九十五條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第一百條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十八條第一項若しくは第二十二條第三十一條第二項、第三十二條第三項、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十五條第二項、第六十八條第一項但書(同條第三項において準用する場合を含む)又は第七十一條第二項の規定により通商産業大臣

懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その価額を追徴する。

の認可を受けてしなければならない事項を認可を受けないでしたとき。

二 第三十一條第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第三十三條、第三十六條、第四十三條又は第四十六條第一項の規定により通商産業大臣の承認を受けてしなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

四 第三十五條第一項の規定に違反して、同項に規定する準備金を積み立てなかつたとき。

五 第三十八條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

六 第四十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 第四十四條又は第四十五條の規定に違反して、残余財産を処分し、又は分配したとき。

第八十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六條第二項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定に違反して、取得した秘密を漏らし、又は窃用した者

三 第三十七條第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第二百二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、第九十八條、第九十九條又は前條の違反行為をしたとき

は、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二百三條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした事業団の役員、職員又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

二 第二十九條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三 第三十六條、第四十三條又は第四十六條に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

附則

1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

3 特別救済復旧臨時措置法の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする鉱業権者若しくは租鉱権者、被指定者、復旧工事の施行者又は関係人がこの法律の規定によつ

てした手続その他の行為は、これらの者の承継人に対しても、その効力を有する。

2 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする探掘権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の設定又は租鉱区が増加があつたときは、租鉱権の範囲内において、石炭を目的とする租鉱権者に対しても、その効力を有する。

3 この法律の規定によつてした処分及び石炭を目的とする租鉱権者がこの法律の規定によつてした手続その他の行為は、租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、石炭を目的とする探掘権の範囲内において、石炭を目的とする探掘権者に対しても、その効力を有する。但し、石炭を目的とする探掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。

第十一條の見出し中「被指定者」を「被指定者等」に改める。

第二十四條第一項中「石炭を目的とする鉱業権者」の下に「（租鉱権者を含む。以下同じ。）」を加え、同條第二項但書中「被指定者が現に」を「納付義務者が現に」に、「被指定者について」を「納付義務者について」に改める。

4 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本放送協会」の下に「鉱害復旧事業団」を、「放送法」の下に「臨時石炭

鉱害復旧法、」を加える。

5 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号の十の次に次の一号を加える。

六ノ十一 鉱害復旧事業団ノ発スル証書、帳簿

6 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第十号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

7 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 鉱害復旧事業団

8 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第三号、第三百四十八條第一項及び第七百四十三條第三号中「及び日本放送協会」を「日本放送協会及び鉱害復旧事業団」に改める。

第七百四十四條中「及び日本国有鉄道」を「日本国有鉄道及び鉱害復旧事業団」に改める。

9 土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）」を「土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）又は鉱害復旧事業団」に改め、同條

第六号の次に次の一号を加える。

六の二 地方公共団体又は鉱害復旧事業団が臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第

号）によつて行つた行客土事業又は復旧工事の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

四月十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、琵琶湖電源開発促進に関する請願（第一五三〇号）

一、電源開発に関する請願（第一五四九号）（第一五五号）

一、電気料金引上げ反対に関する請願（第一五六八号）

一、観音橋機械産業不振による労働対策の請願（第一五八一号）

一、中小企業資金融通法制定促進に関する請願（第一五九一号）

一、電気料金引上げ反対等に関する陳情（第八四二号）

一、中小企業経営合理化促進対策に関する陳情（第八五七号）

一、自転車競技法中一部改正に関する陳情（第八五九号）

一、電気料金引上げ反対に関する陳情（第八六六号）

第一五三〇号 昭和二十七年三月二十九日受理
琵琶湖電源開発促進に関する請願
請願者 京都府宇治市長 山崎 平次外三名
紹介議員 大野木秀次郎君 石川 榮一君
琵琶湖総合電源開発については、一段式地建築、階段式滋養泉案、関西電力

案の三案があり、種々論争が行われているが、技術的、社会的または経済的見地から慎重に研究した結果、一段式地建築が最も有利であると結論されているから、同案に決定せられたいとの請願。

第一五四九号 昭和二十七年三月三十一日受理

電源開発に関する請願

請願者

長野市吉田町 櫻井春彦方三万三千八百六十五名

紹介議員

栗山 良夫君

電源開発は、今後日本の死活を制する重大問題であり、大所高所より国民全体の利益の上に立つて国会において充分審議の上実施するべきものと思ひ、(一)開発計画は利権目的によつてゆがめられてはならない、(二)電源開発は国民生活の向上に寄與するものでなくてはならない、(三)電源開発はペーパープランであつてはならない、(四)電源開発は電氣事業会社の線に沿うて実施するべきである等の諸点に留意の上、国家資金によつてすみやかに着手せられたいとの請願。

第一五五五号 昭和二十七年四月一日受理

電源開発に関する請願(二通)

請願者

三重県一志郡久居町相川 鈴木鉄

紹介議員

栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第一五四九号と同じである。

第一五六八号 昭和二十七年四月一日受理

電氣料金引上げ反対に関する請願

請願者

岡山県議會議長 蜂谷初四郎

紹介議員

加藤 武徳君

電氣事業は、各種産業および国民生活に及ぼす影響が甚大で、その料金値上げは各種生産品の値上げとなり、ひいては国民生活を窮乏に陥れるものであるから、昨年八月の値上げ後、いくばくも経ない今日再度大幅の料金改正には絶対反対である上、地域差減少に逆行する点も肯定できないところであるから、国民生活確保、日本経済維持のため電氣料金値上げをすみやかに中止するよう善処せられたいとの請願。

日受理

第一五八一号 昭和二十七年四月二日

繊維機械産業不振による労働対策の請願

請願者

東京都港区三田四国町二ノ六全国繊維機械産業労働組合連合会内 笹島守

紹介議員

榊 繁夫君

繊維機械産業は、本年に至り国内設備の過剰によつて新規需要はと絶し、また輸出面においても大部分を東南アジアに依存していたものが、ポンド不安定によつて契約できず、手持ち需要の皆無となる時期は、二箇月後に迫つており、すでに臨時工の解雇、下請工場への発注停止等が全面的に発生し、一部では人員整理すら生じ、このまま推定すれば六万余の労働者が破局に到達することは必至であるから、すみやかに対策を講じこの労働不安を解決せられたいとの請願。

第一五九一号 昭和二十七年四月三日受理

中小企業資金融通法制定促進に関する請願(二通)

請願者

静岡県清水市末広町一清水信用組合長 小川隆三外四名

紹介議員

境野 清雄君

わが国産業振興の中核体である中小企業は、全国企業体の九十九パーセントを占め、国税負担では全国六十五パーセントを占めている。しかるに中小企業の現状は、重税と金融難にあえいでいるから、政府はさきに制定した農林漁業資金融通法に倣つて中小企業資金融通法を制定し、少くとも三百二十億円の政府資金を融通せられたいとの請願。

日受理

第八四二号 昭和二十七年四月二日

電氣料金引上げ反対等に関する陳情

陳情者

高知県知事 川村和嘉 治外一名

高知県は、明治四十二年以来昭和十七年の配電統合まで三十有余年の長期にわたつて電氣事業を県営によつて運営してきた。しかるに終戦後の電氣料金改訂は、本県を不利な立場に追い込み、最近における電氣料金は全国最高を示しているため、産業は衰退の傾向にあるにかならずならぬ。今四回四国電力株式会社は大幅の値上げを計画している由であるが、これが実現は、産業立地条件の悪い本県産業をますます不振に陥れる結果となるから、本県の特種性を考慮されて特別料金を設定されるとともに大口需要に対する割当電力の増加および新増加変電認可の優先取扱等について格別の措置を講ぜられたいとの陳情。

第八五七号 昭和二十七年四月三日受理

中小企業経営合理化促進対策に関する陳情

陳情者

東京都千代田区九ノ内三ノ一四東京商工会議所会頭 藤山愛一郎

企業合理化促進に多くの面であるが、戦争以来長期にわたり一般的に改善の閉却されていた機械設備を近代化することが最も緊切であるが、中小企業において主として資金面におけるあい路のため、はなはだしくこれが阻まれていた実状にあることは誠に遺憾にたえないから、この際中小企業の設備資金供給について特段の措置を講ぜられたいとの陳情。

日受理

第八五九号 昭和二十七年四月四日

自転車競技法中一部改正に関する陳情

陳情者

大阪府議會議長 西田俊信

競輪による大阪府の国庫納付金は、一億七千余万円の巨額に達しているにかかわらず、政府の大阪府に対する施策は極めて微々たるものである。しかるに政府が競輪を認めたのは自転車工業の改良、増産、輸出の増加ならびに国内需要の充足と地方財政の増収を図るためであるから、自転車競技法中国庫納付金の規定を削除せられたいとの陳情。

第八六六号 昭和二十七年四月四日受理

電氣料金引上げ反対に関する陳情(二通)

陳情者

大阪府議會議長 西田俊信外一名

電力料金は、昨年八月全国的な反対を無視して強引に値上げされたが、半年ならずしてさらにまた今回値上げをしようとすることは、各種産業ならびに国民生活に與える影響が極めて大きいから、かかる値上げを阻止せられたいとの陳情。